高　圧　ガ　ス　製　造　施　設

保 安 検 査 マ ニ ュ ア ル

平　成　３　１　年　３　月　改　訂

一般社団法人兵庫県高圧ガス保安協会　編集・発行

高圧ガス保安検査マニュアルの改正理由及び経過措置について

このたび、保安検査申請書に添付する技術基準チェック表等の様式を改正し、平成３１年４月1日から施行することにいたしました。ただし、経過措置として平成３２年３月３１日までの一年間は、なお従前の様式によることができるとし、新様式との併用期間といたします。

改正後の技術基準チェック表等の様式は、当協会のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードのうえご活用下さい。

［技術基準チェック表等の様式の改正点］

１　法令改正に伴う主な改正

　（１）　 微燃性を有するフロン３２等のフロンガスを「特定不活性ガス」として定義し、消火設備の設置及び静電気防止措置等を新たに規制した。

　（２）　　三フッ化窒素製造施設に防火壁及び防消火設備等の設置を新たに規制した。

　（３）　　「保安検査基準日」を新たに導入し、保安検査日を基準日の前後一か月の間に受検すればよいとした。

２　ＫＨＫＳ基準の改正に伴う主な改正

　（１）　　開放検査を行うことが困難な箇所を有する高圧ガス設備の検査方法を新たに定めた。

　（２）　　腐食性のない高圧ガスを取り扱うフレキシブルチューブ類の内部検査を不要とした。

　（３）　　保安電力等の保安検査方法を追加改正した。

３　技術基準チェック表の改正

　（１）　　技術基準欄に告示及び例示基準の概要を新たに記載した。

　（２）　　「適用」欄を新たに設け、適用外の技術基準を明示できることとした。

　（３）　　検査方法を具体的にわかりやすく改正した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　目　　　　　　　　　　　　　　　次

Ⅰ　保安検査の受検手続き

　　　１　保安検査受検前の手続き　　　……………………………………………　 １

　　　２　保安検査受検後の手続き　　　…………………………………………… 　１

　　　３　保安検査の申請先　　　……………………………………………………　２

　　　４　保安検査手数料　　　………………………………………………………　２

　　　５　保安検査基準日　　　………………………………………………………　３

　　　６　保安検査の期間　　　………………………………………………………　３

Ⅱ　申請書様式

　　　１　年間保安検査申請書 …………………………………………………　５

２　保安検査申請書　　 ………………………………………………………　７

　　　３　指定保安検査機関保安検査受検届書　　　 ………………………………　９

Ⅲ　保安検査申請書

　　　１　一般高圧ガス保安規則適用　定置式施設（２を除く。）　……… 　 一般定置式 　1～17

　　　２　一般高圧ガス保安規則適用　ＣＥ施設　　…………………………　 一般CE 　　　1～11

　　　３　一般高圧ガス保安規則適用　移動式施設（タンクローリー）…… 一般ローリー 　1～7

　　　４　一般高圧ガス保安規則適用　移動式施設（タンクローリー以外）　一般ローリー外 　1～7

　　　５　液化石油ガス保安規則適用　定置式施設　………………………　液石定置式 1～14

　　　６　液化石油ガス保安規則適用　移動式施設 …………………… 液石移動式　　　　1～7

　　　７　コンビナート等保安規則適用　定置式施設（８を除く。）…………　 コンビ定置 　 1～19

　　　８　コンビナート等保安規則適用　ＣＥ施設 ………………………… コンビCE　　　　　1～11